

## 新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。何卒本年もよろしくご指導とご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、さくら通信は本号で121号となりました。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすくそして楽しく発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

平成27年元旦

## 不良老人

栄町を歩いていてふと気がついた。「(自分より) 年上の人と出会わない!!」。答えは簡単。大半の人は60~65歳で引退する。自然と栄町に足が遠のく。(年の功で) この町の女性の優しさの本音も見抜く。仕事にも女性の優しさにも未練たらしい私。67歳。「年甲斐のない不良老人」と言われても仕方がない。



(竹内)

## お知らせ



平成27年度税制改正については、次月以降でご紹介させていただきます。(大寺)

## 年末年始休暇のお知らせ

**12月27日(土)から1月4日(日)まで**  
 年末年始休暇とさせていただきます。  
 ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。



本年も、皆様のご希望に1歩でも近づけるよう、精一杯頑張っていきたいと思っております。  
 さて、2015年1月号ということで、毎年恒例の「**今年目標**」を掲載しました。ぜひ、ご覧ください。(山崎)

謹んで新春のお慶びを申し上げます

来年は進化の年。恐れずチャレンジ! (大寺)  
 体調管理に気を付ける!! (こん)  
 美味しいものを出来るだけ少なく (F)

1日1万歩。(N)  
 ゆとりある生活を (N)  
 カーテンを新調したい (社保☆)  
 基礎体力をつける (MS)  
 睡眠時間を増やす (Y)

胡蝶蘭を咲かせる。現在、花芽生育中(ふなっしー)  
 甲子園に行くぞ~ (くまもん)  
 太らない体をつくる (S)  
 トレイルランに挑戦 (AM)

J1再昇格 (ばんばん)  
 春から体幹を鍛える(O)  
 妻に負けない趣味さがし (T)  
 虫歯完治 (はーらだー)

〇〇くじに当たる! (K)  
 休息する (T)  
 体力をつける(M)  
 健康第一! (ドカベン)の妹)

自転車通勤! (I)  
 病気にならない (TM)  
 娘に船釣りデビューさせる(あもう)  
 運動するー!! (KM)  
 子どものお世話をもっとする(よ)

元気でがんばる (KH)  
 歯科検診を定期的に受ける (ごっち)  
 夢中になれる事を探す!! (やまさき)



月1回〇〇! (K)  
 かしこの子に育てる (奥)  
 笑門来福 (H)  
 おもいっきり楽しむ(Y, M)

あたたかい家庭が欲しい (ぶっち)  
 子供にかまってもらいたい (S)  
 今年こそきゅうりで緑のカーテン! (O)  
 42.195 km完走! (A, Y)

# 【凝縮版・採用から退職まで】

2015年・新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひ致します。  
 年末に、さくら合同事務所主催『若手経営者対象セミナー』を開催しました。ボリュームたっぷりの上記標題なので、浅く広くになりましたが。

## ⇒【採用】

- ① 面接での質問事項、してはならない質問事項をあらかじめ決めておく。 ※参考・厚労省「公正な採用選考チェックポイント」
- ② 圧迫面接では、応募者は発表できない。誠実・適切に対応
- ③ 男女雇用機会均等法、基本的人権等に抵触しない。

## ⇒【雇入れ】

- ① 労働契約の締結(労働条件の明示)
- ② 労働保険(労災保険・雇用保険)加入
- ③ 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入  
 …各保険により加入条件(労働時間数・給料の額・年齢等)が異なる。 ※労災保険は全ての労働者対象

## ⇒【退職】

- ① 自己都合
- ② 解雇(解雇制限・解雇予告手続)

以上が骨子です。なお、詳しい資料は、当事務所にございます。  
 企業にブラックがあるように労働者にもブラック(問題社員)はいます。しかし、人は人財です。企業、労働者双方のミスマッチングを減らし、良い雇用関係を結びたいものです。

最後に、今年も皆様方の事業所及びご家庭の益々のご繁栄をお祈り致します。 (竹内 政代)



老人は 氣力だけでは 生きられない  
 体力加え 知力を添えて  
 難視聴 汚濁知らさぬ天の声  
 謹み受けて 卒の道行く

(96翁木村)

## 1月の社会保険労務

- 13日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 2月2日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満10月~12月分>(労働基準監督署)  
 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)  
 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)  
 労働保険料の納付<延納第3期分>(郵便局または銀行)  
 有期事業概算保険料延納額<12~3月>の納付

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届  
 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届



## 1月の税務

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <p>1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出<br/>             (1)提出期限…<br/>             本年最初の給与支払日の前日<br/>             (2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)</p> <p>2 支払調書の提出 提出期限…2月2日</p> <p>3 源泉徴収票の交付<br/>             (1)交付期限…2月2日<br/>             (2)交付先… ①所轄税務署長 ②受給者</p> <p>4 固定資産税の償却資産に関する申告<br/>             申告期限…2月2日</p> <p>5 個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)<br/>             納期限…1月中で市町村の条例で定める日</p> <p>6 26年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付<br/>             納期限…1月13日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)</p> | <p>7 26年11月決算法人の確定申告&lt;法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税&gt;<br/>             申告期限…2月2日</p> <p>8 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<br/>             &lt;消費税・地方消費税&gt;<br/>             申告期限…2月2日</p> <p>9 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告&lt;消費税・地方消費税&gt;<br/>             申告期限…2月2日</p> <p>10 5月決算法人の中間申告&lt;法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税&gt;(半期分)<br/>             申告期限…2月2日</p> | <p>11 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告&lt;消費税・地方消費税&gt;<br/>             申告期限…2月2日</p> <p>12 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分))<br/>             &lt;消費税・地方消費税&gt;<br/>             申告期限…2月2日</p> <p>13 給与支払報告書の提出<br/>             (1)提出期限…2月2日<br/>             (2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者<br/>             (3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長</p> |
|--|--|---|

## 資産税係

### ◇◆◇ 年末は贈与のチャンス ◇◆◇

通常の贈与なら、贈与税の非課税枠(基礎控除)は1年間で110万円ですが、年末と年明けに110万円ずつ贈与すれば、短期間に220万円を非課税で贈与できます。

お子様やお孫様が多い方なら、少額の贈与でも、毎年コツコツ続けると長い間には、相続税を減らす大きな効果が出ます。ただし、お子様やお孫様に内緒で預金を作ってあげたり、通帳を贈与者が作って管理したりすると名義預金とみなされ、贈与が成立していないことになり、相続が発生したときに相続財産とされますので、ご注意ください。

名義預金とされないためのポイントは

- ① 贈与契約書を交わすこと
- ② 贈与額が110万円超の場合は贈与税の申告をすること
- ③ 各人の預貯金の印鑑は贈与者(あげる人)と違う物を使用すること
- ④ 印鑑、通帳、キャッシュカードは名義人(もらった人)が管理していること
- ⑤ もらった人が預金をいつでも使える状態であること

(坂田)

## 会計制度

### ◇◆◇ キャッシュ・フロー計算書について⑥ ～キャッシュ・フロー計算書の表示～ ◇◆◇

前回までで、資金繰り表について一通り解説いたしました。今回からは、キャッシュ・フロー計算書の説明に戻り、表示について解説していきます。

キャッシュ・フロー計算書は、会社の収支を大きく3つに分けて表示します。  
具体的には、以下の通りです。

#### ① 営業活動によるキャッシュ・フロー

会社の主たる営業活動によって生じた収支を表すキャッシュ・フローです。

また、①～③のいずれにも含まれない税金の支払のような支出も、営業活動によるキャッシュ・フローに含めます。

#### ② 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産や有価証券の購入、売却など会社の投資活動によって生じた収支を表すキャッシュ・フローです。

#### ③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

借入金や配当金など、会社の財務活動によって生じた収支を表すキャッシュ・フローです。

キャッシュ・フロー計算書を見ることで、会社がお金をどのように稼いで、どのように使っているかを把握することができます。

(孝志洋)

## 建設係

### ◇◆◇ 「軽微な工事」と「付帯工事」 ◇◆◇

#### ➤ 軽微な工事とは? ⇒ 建設業許可を必要としない規模の小さな建設工事

工事1件の請負代金が

《建築工事の場合》

◎1500万円に満たない工事(税込)

◎延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事

《その他の建設工事の場合》

◎請負代金の額が500万円に満たない工事(税込)

#### ➤ 付帯工事とは?

《付帯工事の具体例》

1. 主たる工事の機能を保全し、十分な能力を発揮させるために必要な工事

① 管工事の施工(冷暖房工事)に伴って必要が生じた熱絶縁工事

② 屋根工事の施工に伴って必要が生じた塗装補修工事

2. 主たる工事に関連して必要が生じた工事

① 建物内部の電気工事の施工に伴って必要が生じた内装仕上工事

② 建具工事の施工に伴って必要が生じた塗装工事や内装仕上工事



建設業許可を受けた業種以外の建設工事は原則として請負うことが禁止されていますが、建設工事は各種様々な工事が複雑に関わって施工される場合が多いため、「付帯工事」は例外的に許可を得ずに請け負うことができます。

※付帯工事であるか否かの判断は、建設工事の注文者の利便等を基準として、その主たる建設工事の施工等に関して、他の従たる建設工事とすることの必要性や相当性を踏まえ総合的に検討して判断することになります。(天羽)

## 医療係

### ◆◆◆ 棚卸 ◆◆◆

個人病医院の先生方は確定申告において棚卸をしていると思いますが、どのように棚卸表を作成しているでしょうか？

実際に棚卸表を作成する際の誤りやすいポイントは、

◆ 箱に多数入っている薬の場合は、箱を開けたものは集計しない。

⇒ 箱を開けて使い始めた薬品も、残量を数えて記載します。

◆ 薬品の単価は診療報酬の薬価で記載してしまっている。

⇒ 納入単価での記載となります。

◆ 消費税抜きの単価と消費税込みの単価を混ぜて記載してしまっている。

⇒ 多くの医院では消費税込みでの集計となります。ただし、消費税を納めている医院では税抜き処理を選ばれている場合もあります。

◆ 歯科医院で買った金属を技工所に送っている場合、預けた金属を計上していない。

⇒ 技工所から毎月報告されてくる「預かり金属の月末残高」により計上します。



上記の点に気を付けて作成をお願いします。

(後藤)

## リスマネ委員会

### ◆◆◆ 小規模企業共済制度について ◆◆◆

この制度は、小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合などに、生活の安定や事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば【**経営者の退職金制度**】といえます。

#### ◇ 加入できる人は？

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業では5人以下)の個人事業主および会社の役員  
小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)

#### ◇ 毎月の掛け金は？

1,000円~70,000円の範囲内(500円単位)で自由に選択可  
納付期間中の増額・減額(要件に該当する場合のみ)が可能

#### ◇ 税法上のメリットは？

年内に支払った掛金は、全額が課税対象所得から控除  
1年以内の前納掛金も同様

#### ◇ 通算制度とは？

共済金等の請求事由が生じても下記に該当する場合などは、共済金の支給を受けずに今までの掛金納付月数を通算し、共済契約を続けることができる。

#### \* 同一人通算 ……

- ☆会社等の役員が解散や退任により個人事業を開始
- ☆会社等の役員が解散や退任により他の会社等の役員に就任
- ☆個人事業を会社等に組織変更し、その役員に就任

#### \* 承継通算 ……

- ☆個人事業の譲渡
- ☆個人事業主の死亡
- ☆共同経営者の地位を譲渡
- ☆共同経営者の死亡によりその地位を相続

なお、詳細その他については、当事務所へお問い合わせ下さい。

(さくらビジネス)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、  
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品や奨励品などは中傷するものではありません。

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
株さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページURL: <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメールアドレス: [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)  
TEL: 088-625-2556  
FAX: 088-654-1181